

高圧ガス保安法における変更工事等の手続きについて ～従業員への保安教育などで御活用ください～

1 正しい法令理解の必要性～高圧ガス施設における法令違反の例から～

過去に高圧法適用事業所で法令違反がいくつか見受けられました。

■違反の内容

事例	違反の原因	対応状況
①無許可で可とう管の交換工事を実施した上、完成検査を受けずに製造開始。(法第14条及び20条違反)	変更工事に係る法令関係知識の欠如	<ul style="list-style-type: none"> 改善計画書の提出を文書で指示し、さらに総務部長名で嚴重注意文書を交付。 関係法令の習得及び保安管理体制の強化に係る取組状況の確認のため立入検査を実施
②無許可で充填容器を積載した車両を長時間常時駐車(法第16条違反)	「貯蔵の定義」に係る理解の欠如	<ul style="list-style-type: none"> 顛末書提出後、速やかに第一種貯蔵所設置許可申請を行い、完成検査により技術上の基準が満たされていることを確認。 後日保安確保に係る取組状況について再度確認。

よくある事業者からの声・・・

- 同等品と交換する工事なので軽微変更だと思い、手続きを行わなかった。
- 工事実施者から説明されなかった。
- 過去の慣例から許可不要と判断した。



- 工事を行う前に根拠を確認する！
- 自分で分からなければ外部に聞く！
- 過去から行っていることを再チェック！

法令に基づいて事業活動を実施している意識を！！

2 変更工事とは

変更工事を行う際、その工事が「技術上の基準に係るものか」を確認し、その根拠（一般則や液石則のどの規定に当てはまるのか）を把握した上で手続きを行う必要があります。

法第14条・19条

事業所及び貯蔵所の施設の位置、構造又は設備（高圧ガスが通る、通らないに関わらず）について変更する際は、原則として

■第一種製造事業所・貯蔵所

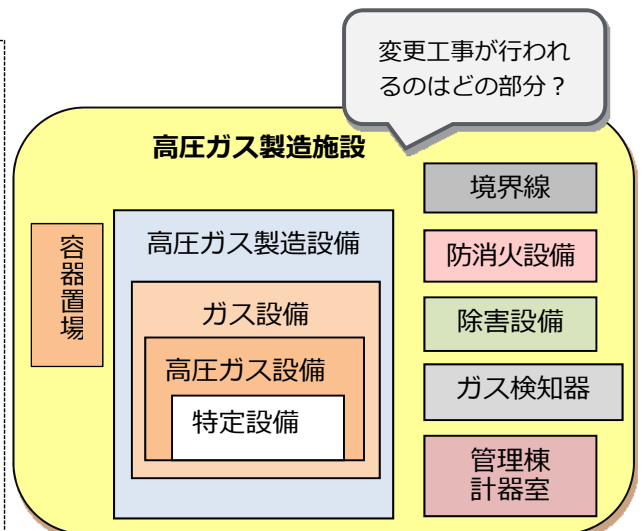
⇒変更許可（事前に申請）

■第二種製造事業所・貯蔵所・特定高圧ガス消費施設

⇒変更届（事前の届出）

が必要！！

※ただし経済産業省令で定める軽微な変更の工事についてはこの限りではない。



▲高圧ガス製造施設の概念図

※参考資料：高圧ガス保安法の許可・届出に係る運用と解釈（高圧ガス保安協会）

3 変更許可？軽微変更？～まずは軽微な変更の工事をおさえましょう～

県では、規則及び通達を集約した「高圧ガス保安法における軽微変更等の取扱い」（以下「軽微変更等の取扱い」。）を定めており、当該取扱いに該当しない工事は基本的に「変更許可扱い」と考えて根拠法令を確認してください。

【軽微変更等の取扱い掲載ページ】

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syoubou/keibi-toriatsukai.html>

（宮城県トップページ→組織で探す→消防課→高圧ガス保安法における軽微変更等の取扱いについて）

■軽微な変更工事の例

①高圧ガス設備（特定設備を除く）の取替工事の場合

認定品等への取替えなど。軽微変更等の取扱い1（1）に該当するかどうかで判断。

認定試験者試験成績書

認定番号	MAB-376-M-2	成績書番号		
検査の種類		完成検査		
機器の種類		M.管類	管類認定あり	
機器仕様	設計圧力	【別添参照】	規定最小肉厚	【別添参照】
	設計温度	【別添参照】	口径	【別添参照】
品名・型式	一般配管 YWC2-100L配管			
機器番号	P160151			
製造年月日	平成28年8月4日	試験等実施年月日	【別添参照】	
材質	【別添参照】			

（例1）バルブの交換

- 上記成績書あり ⇒軽微変更
- 上記成績書なし（いわゆる同等品） ⇒変更許可

（例2）配管の交換

- 管類認定に係る成績書あり ⇒軽微変更
- メーカーの試験成績書のみ ⇒変更許可

高圧ガス設備試験成績証明書

発行番号	27大C-5170	発行日	平成28年4月11日
試験を受けた者の名称 (事業所の名称を含む)			
試験を受けた者の住所			
製造者の名称(国名)			
試験実施場所			
試験実施年月日	平成28年3月30日		
機器の種類	C.蒸発器		
品名・型式(機器番号)	気化+/(+YMC-100L) (16023)		
設計圧力	3.50 MPa		
設計温度	-45～+75℃		
規定最小肉厚	コイル 0.83 mm 9 mm		
機器の処理容量等	内容積 1.00		
主要部材質			
耐圧試験圧力			
気密試験圧力			
肉厚測定値			
非破壊検査			
高圧ガスの種類(名称)			
備考			

（例）減圧ユニットの交換

- 上記成績書あり ⇒軽微変更
- KHK 委託検査品受検成績書のうち例示基準等で定められた検査方法等でない場合 ⇒変更許可

高圧ガス保安協会

②製造設備・貯蔵設備・容器置場の撤去の工事の場合

軽微変更等の取扱い1（4）に該当するかどうかで判断。

③ガス設備（高圧ガス設備を除く）の変更工事の場合

ガス漏れ検知警報設備の取替えなど。軽微変更等の取扱い1（7）に該当するかどうかで判断。

④届出不要の工事

標識類の取替えなど。軽微変更等の取扱い2（1）～（6）に該当するかどうかで判断。

4 軽微な変更の工事を実施する際の注意点

- 必ず「軽微変更等の取扱い」を確認し、いずれかの記載に該当するかを確認してください。
※“同等品”、や“同等程度”などといった用語は法令で定義されていません。
- 「軽微変更等の取扱い」に記載されていない内容や、疑義が生じた場合は、事前に自ら行政庁に確認してください。（特に、高圧法の移動式製造設備であり、かつ、液石法の充てん設備にも該当するバルクローリーについては、高圧法では軽微な変更工事に該当しても液石法では変更許可が必要な場合、又はその逆の場合があるため、行政庁と一緒に確認してください。）
- 提出前には必要な添付書類が揃っているかホームページ等で確認してください。（成績書類は揃っているにもかかわらず、工事後に実施する「気密試験成績書」の添付漏れが見受けられます。）